

# 第1章 やさしさと共生するまち

第1節 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる

第3節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

第4節 男女共同参画社会の実現

## 第1節【安心して子どもを生み育てられるまちをつくる】

### 基本的な考え方

女性の社会進出や生き方の多様化に伴い、これまでの男女の固定的な役割分担に関する意識や子育ての多くを女性に頼る生活習慣が変化しつつあり、男女が協働して子育てを担い合うことができるような支援体制の充実が求められています。また、都市化の進行により、地域の中に、子どもたちが安心して遊べる空き地や路地などの空間が減少する一方、塾や習い事へ通う機会が増え、子ども同士の遊びやふれあいの時間が減少すること、遊びなどを通じて培われる社会性や思いやりを身につける機会も減少し、いじめや登校拒否などの要因となっています。

さらに、核家族化の進行は、これまでの家族や地域の中で受け継がれてきた子育ての知識や経験が、次代を担う子育て世代に伝わらなくなり、子育てに不安を感じる家庭の増加を招いています。また、地域での交流が希薄化することにより、出産や子育てなど日常生活に関わる様々な情報交換や子ども同士を含む地域住民とのふれあいの機会が少なくなり、子育て中の家庭では、過保護や過干渉、虐待といった親子関係の問題が生じやすくなっています。

これら時代の変化と子どもを取り巻く社会状況の変化や課題解決に応じ、安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備を促進します。

## I 子育ての不安と負担の軽減

＜目 標＞ 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子育てする人の不安と負担を解消する。

### 【目標への接近度を計る指標等】

指標1	子育て支援センター数	基準値H16	1ヶ所	目標値H27	4ヶ所
-----	------------	--------	-----	--------	-----

指標2	子育てに不安と負担を感じる保護者の割合	基準値H16	44.1%	目標値H27	29%
-----	---------------------	--------	-------	--------	-----

安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の実現に向けて、子どもを生み育てることの不安を取り除き、生まれた子どもが健やかに育つように、子育てに対する地域での支援や男女共同による子育ての推進、子育て環境の整備、子育ての経済的負担の軽減に努めます。

## 【施策の基本的な方向】

### 1 <地域での子育て支援>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①子育て支援センターの整備・充実	・民間の力を活用し子育て支援センターの柔軟な運営を図るとともに、更なる整備・充実を進めます。
②地域子育てボランティアの育成と活用	・地域の子育て経験者等を地域ボランティアとして育成し、持っている知識・経験の活用を図り、地域の子育て支援や相談体制の構築を図ります。 ・若者を地域のボランティアとして育成し、地域での子育てを支援するとともに、若者の育児体験の機会を拡充します。
③地域子育てグループ活動への支援	・子どもの遊び方の指導や育児相談など地域において親子交流を行っている子育てサークルの取組み等を支援します。
④子育てについての学習、体験機会の充実	・保育所や幼稚園、子育て支援センター、移動子育て支援センター事業などあらゆる機会を捉えて子育てに関する相談を充実するとともに、学習、体験の機会の充実に努めます。
⑤子育て家庭への相談・情報提供の支援	・ファミリーサポートセンターや児童家庭相談員等を配置し、子育てをしている親に子どもを生き育てる意義や喜びが感じられるよう子育てに関する相談・情報提供の支援を行います。

### 2 <男女共同による子育ての推進>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①家事、育児への男性参画の推進	・家庭内における家事・育児は、男女が共同で担うという意識を醸成するとともに、女性の負担を軽減し、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めます。
②男性の育児休暇・介護休暇の取得啓発	・育児休暇、介護休暇の取得促進を啓発します。

### 3 <子育て環境の整備>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①保育所、幼稚園における保育・教育の充実及び環境の整備	・異年齢や世代を超えた交流など地域の特色等を捉えた保育・教育内容の充実を図ります。 ・施設のバリアフリー化など子どもたちが活用しやすい施設の環
-----------------------------	--

	境の整備を図ります。
②統合型幼児育成施設の設置	・民設民営による統合型幼児育成施設の実現を検討します。
③民間活用による柔軟な保育所運営の推進	・行政と民間の適切な役割分担のもと市立保育所の民間委託を推進します。
④乳幼児等保育の充実	・障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育等時代とともに変化する保育ニーズに適応した乳幼児保育の充実を拡充します。
⑤児童館、放課後児童クラブの充実	・地域ボランティアを育成し、児童館機能の充実を図ります。 ・未設置地区に放課後児童クラブ、児童館の設置を図ります。

#### 4 <経済的負担の軽減の支援>

##### 【主要な施策】

##### 【具体的な内容】

①医療費、保育料、教育費等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児に対して医療費の一部を助成し、乳幼児の健康増進と健やかな療育を図ります。</li> <li>・母子家庭の母親に対し、職業能力の向上や雇用の安定を図るための支援を行い、母子家庭の自立を推進します。</li> <li>・幼稚園への就園等に際して、財政的支援を行い家庭の負担軽減を図ります。</li> </ul>
②児童のいる家庭等への経済的支援の充実	・児童のいる家庭へ児童手当、児童扶養手当等を支給し、子育ての負担軽減を図ります。

## II 児童虐待の防止

<目 標> 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子どもの安全を確保する。

### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	児童相談所等への送致児童数	基準値H16	2件	目標値H27	0件
------	---------------	--------	----	--------	----

親自身のストレスや精神的な問題などを解消し、心の健康を保てるよう支援するとともに、児童虐待の予防、早期発見、早期対応をするため、関係機関との連携を強化し、子どもの健全育成に努めます。

## 【施策の基本的な方向】

### 1 <児童虐待防止の推進>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①児童虐待防止マニュアルの作成とその実践	・児童虐待の予防・早期発見・早期対応についてのマニュアル（手引書）を作成し、児童虐待防止に努めます。
②児童虐待防止対策の連携強化	・児童虐待の未然防止や早期発見・早期解決のため児童虐待防止対策会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります。

## 第2節 【市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる】

### 基本的な考え方

平均寿命が男女とも年々延びている中、食生活や運動など毎日の生活習慣と関連が深い糖尿病や心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しています。

これからの長寿社会を健康でいきいきと暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康づくりの大切さを自覚して病気の発生予防のため生涯各期に応じた健康づくりを実践していくことが重要になります。

こうした市民の健康づくりに取り組む環境を整備し、市民がいつでも適切な医療や保健サービスを受けることができる体制の確保が課題となります。

特に、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりは重要な課題となっておりますので、母子保健対策の充実を図ります。また、市民の多様な医療需要に応え、市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができる地域医療体制の確保や救急医療体制の整備を進めていきます。

## I 市民の主体的な健康づくり意識の確立

＜目 標＞ 自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより健康で元気に生活できる期間(健康寿命)」を伸ばす。

### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	基本健康診査における健康な人の割合	基準値H16	14.7%	目標値H27	15%
------	-------------------	--------	-------	--------	-----

※対象者 40歳以上の市民で、市が行う以外に健康診査の受ける機会のない人

H16：7,800人 H27：9,600人

※受診率 H16：33.1%（正常判定：381人 受診者数：2,579人）

H27：38%（正常判定：550人 受診者数：3,600人）

「自らの健康は自ら守る」という健康の自己管理意識を広めるとともに、登別市健康増進計画「健康のぼりべつ21」の推進を図るなど、健康を支える環境づくりを充実します。また「一次予防」に重点をおいた市民の健康づくりを支援し、健康増進と発病の予防に努めます。

## 【施策の基本的な方向】

### 1 <健康づくり運動の推進>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①健康づくりを目指した生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>生活習慣病を予防するため、小児期から正しい生活習慣を身に付けられるよう健康教育を推進します。</li></ul>
②食を通じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>すこやかな心と体を育む「食」の改善をめざし「食育」を推進します。</li><li>保健所や食生活改善推進員と連携し、食生活改善に関する情報の提供や学習機会の充実を図ります。</li></ul>
③健康づくり情報と機会の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>栄養、運動、休養を中心とした生涯を通じた健康づくりの普及啓発の推進を図ります。</li><li>健康通信「きらり」などにより健康づくりのための情報を提供し、市民の健康づくり意識の醸成を図ります。</li></ul>

## II 保健予防活動の充実

<目 標> 市民が生涯にわたり心身の健康を確保できるよう、生涯各期に応じた適切な保健予防活動を推進する。

### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	基本健康診査の受診率	基準値H16	33.1%	目標値H27	38%
------	------------	--------	-------	--------	-----

※対象者 40歳以上の市民で、市が行う以外に健康診査の受ける機会のない人

H16：7,800人（受診者数：2,579人） H27：9,600人（受診者数：3,600人）

指標 2	乳幼児健診の受診率	基準値H16	86.3%	目標値H27	95%
------	-----------	--------	-------	--------	-----

指標 3	予防接種率	基準値H16	50.7%	目標値H27	70%
------	-------	--------	-------	--------	-----

市民が生涯にわたり心身の健康を確保できるように、母子保健法、老人保健法、予防接種法等に基づく健康診査、訪問指導、予防接種など生涯各期に対応した適切な保健予防活動を推進します。

## 【施策の基本的な方向】

### 1 <成人及び老人保健の充実>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①各種検診の充実と受診率の向上	・基本健康診査、胃がん検診、子宮がん検診などを実施し、疾病の早期発見・早期治療を図ります。
②健康教育・健康相談体制の充実	・生活習慣病の予防など健康教育や健康相談体制を充実し、運動や栄養の面からの生活習慣改善を支援します。

### 2 <母子保健の充実>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①妊産婦や乳幼児の保健指導の推進	・妊娠期から乳幼児期を通じた母子の健康を確保するため、乳幼児健診の場などを活用した相談指導を進めます。
②新生児等への訪問指導の推進	・関係機関と連携し、きめ細かな新生児訪問事業を進めます。
③検診体制の整備充実	・乳幼児の疾病及び異常の早期発見を図るため、健康診査体制の整備に努めます。
④母子の歯科保健の充実	・歯科検診、フッ素化合物を用いた洗口事業等歯科保健の充実に努めます。 ・生涯各期において歯の健康を守る取組を進めるとともに、むし歯予防教室を開催するなど口腔衛生指導の充実に努めます。

### 3 <予防医療(感染症対策)の充実>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①感染症の知識の普及啓発	・伝染病やエイズなど感染症に対する正しい知識の普及啓発及び情報提供を図ります。 ・エキノコックス症の感染を予防するため、正しい知識の普及啓発を図るとともに早期発見早期治療のための検診体制の充実に努めます。
②予防接種の接種率の向上	・予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに予防接種の勧奨に努め接種率の向上を図ります。



### Ⅲ 地域医療の充実

〈目 標〉 市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう地域医療体制の確保と救急医療体制を整備する。

#### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	小児救急医療体制	基準値H16	未実施	目標値H27	24時間体制
------	----------	--------	-----	--------	--------

※西胆振医療圏において輪番制により、小児科医が休日・夜間等における小児の重篤患者への対応による通年 24 時間体制

指標 2	休日等の歯科医院の開院日数	基準値H16	24日	目標値H27	24日
------	---------------	--------	-----	--------	-----

指標 3	広域救急医療対策の日数	基準値H16	24時間体制	目標値H27	24時間体制
------	-------------	--------	--------	--------	--------

※西胆振医療圏において輪番制により、休日・夜間等における重篤患者への対応による通年 24 時間体制

指標 4	救急救命士の養成者数	基準値H16	16人	目標値H27	18人
------	------------	--------	-----	--------	-----

指標 5	普通救命講習の受講者数	基準値H16	1,973人	目標値H27	4,000人
------	-------------	--------	--------	--------	--------

市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、市民の医療ニーズ（需要）に応える医療体制の確保と医療環境の整備充実を図るとともに、休日、夜間における急病患者に対する救急医療体制の確保に努めます。

また、効果的な救急救命体制を確立するため、車両の等の整備及び組織体制の強化、人材の育成など総合的な救急救命体制の整備を進めます。

#### 【施策の基本的な方向】

##### 1 <地域医療体制の確保>

###### 【主要な施策】

###### 【具体的な内容】

①地域医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の多様な医療需要に応えるため、かかりつけ医の普及を図るとともに、医療機関の機能分担と連携の促進に努め、きめ細かな医療体制の確立を図ります。</li> <li>・休日における歯科医療体制の充実を図ります。</li> <li>・厚生年金病院が公的な病院として存続できるよう地域一体となり国へ要請を行なっていきます。</li> </ul>
------------	--

②包括的な医療サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進行や生活習慣病の増大など疾病構造の変化などにより、在宅医療や緩和ケア（病気の苦痛の軽減）の必要性が高まっていることから、患者や家族の意向を尊重し、保健と福祉と一体となった包括的な医療サービスの提供を推進します。</li> </ul>
----------------	---

## 2 <救急医療体制の整備>

### 【主要な施策】

### 【具体的な内容】

①救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の協力を得ながら、休日・夜間における救急患者に対する初期救急から3次救急までの救急医療体制の保持と質的向上に努めます。</li> <li>・小児科医による24時間緊急医療体制の整備充実を図ります。</li> <li>・救命率向上のため、正しい心肺蘇生法が実施できるよう普通救急講習を行うなど、救急に関する意識の普及啓発を推進します。</li> <li>・主要な公共施設に自動体外式除細動器を整備し、運動中などの突然死の防止を図ります。</li> </ul>
②救急救命体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士を養成し、適正配置に努めるとともに、高規格救急車、救急資機材の充実を図り、高度な救命処置ができる救急体制の整備に努めます。</li> </ul>

### 第3節 【誰もが安心して暮らせるまちをつくる】

#### 基本的な考え方

急激な少子高齢社会の進展や障害者の増加により、誰もが安心して暮らせるまちづくりが強く求められています。

地域では、ひきこもりや孤立する子育て家庭・高齢者・障害者の増加や虐待などの社会問題も発生していることから、お互いを尊重した地域における支え合いが今まで以上に重要となってきています。

市や市民が役割を担って、子育て家庭・高齢者・障害者など全ての市民が、地域で安心して暮らし自立した生活を送れるまちづくりを推進します。

#### I 地域で支え合う福祉活動の確立

＜目 標＞ 誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で共に支え合う福祉の基盤をつくる。

#### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	ボランティアセンター等におけるボランティアの登録数	基準値H17	380 人	目標値H27	700 人
------	---------------------------	--------	-------	--------	-------

指標 2	小地域ネットワークの参加町内会等の数	基準値H16	5 3 町内会	目標値H27	6 0 町内会
------	--------------------	--------	------------	--------	------------

急速な少子高齢社会や在宅福祉の進展、障害者自立支援法の施行等により福祉を取り巻く社会環境が大きく変化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮せるまちづくりがいつそう求められています。

市と市民は一体となって、役割を分かち合いながらお互いを支えあえる地域づくりを推進します。

#### 【施策の基本的な方向】

##### 1 <地域福祉活動への参加促進 >

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①地域で支え合う意識の醸成と地域福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で誰もが安心して暮らせるように、市民がお互いに支え合う意識づくりに努めます。</li> <li>・福祉の一般的知識や市民がお互いに支え合うための地域福祉の考え方の普及啓発に努めます。</li> </ul>
-------------------------	--

②地域福祉を支える人材・団体の育成	・ボランティアなど地域福祉を支える人材・団体の育成に努めます。
-------------------	---------------------------------

## 2 <地域福祉の推進>

### 【主要な施策】

### 【具体的な内容】

①地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実	・地域で誰もが安心して暮らせるための支え合う仕組みと多様な仕組みの連携の充実に努めます。
---------------------------	--

②地域福祉の推進体制の充実	・市民、関係団体、事業者、行政などが協働の視点に立ち、それぞれに役割を分担しながら参加する地域福祉体制の充実に努めます。
---------------	--

## II 高齢者福祉の確立

<目 標> 住み慣れた地域でいきいきとした生活を送る高齢者を増やす。

### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	自立高齢者（元気老人）の割合	基準値H16	85%	目標値H27	85%
------	----------------	--------	-----	--------	-----

指標 2	老後に不安を持っている人の割合	基準値H16	79%	目標値H27	50%
------	-----------------	--------	-----	--------	-----

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、長寿社会の基盤や介護予防など地域社会が一体となった高齢者保健福祉サービスの確立を図ります。

### 【施策の基本的な方向】

#### 1 <長寿社会の基盤づくり>

### 【主要な施策】

### 【具体的な内容】

①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブの育成と組織の充実に図り、組織の活発な行動を助長するよう努めます。</li> <li>・高齢者の働く場として、シルバー人材センターの活動を支援します。</li> <li>・ときめき大学など高齢者の学習機会の充実に図ります。</li> </ul>
----------------------	---

②高齢者の健康づくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防を重点とした健康づくりを進める介護保険制度の地域支援事業と連動して、市民への健康づくりの支援を図ります。</li> <li>・高齢者の健康保持、増進のため健康相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
-----------------	---

③高齢者の生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生活安定のため、年金や医療保険制度及び介護保険制度の改善、充実を図ります。</li> <li>・高齢者が暮らしやすい公営住宅の整備を促進します。</li> <li>・高齢者が生活しやすい住宅や家回りを改善するためのバリアフリー（障害のある人が社会生活をしていくための障壁となるものの除去）への住宅改良や介護保険制度の利用（住宅改修費）の相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
--------------	--

## 2 <高齢者福祉の充実>

### 【主要な施策】

### 【具体的な内容】

①介護予防、生活支援サービス機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する効率的な介護予防事業の充実を図ります。</li> <li>・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようサービス基盤の充実を図ります。</li> </ul>
---------------------	---

②ひとり暮らし老人の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし老人等の生活の不安を解消するため総合的な相談窓口機能の充実を図ります。</li> <li>・ひとり暮らし老人等の日常生活の不安解消や人命の安全を確保するため、老人緊急通報システムの充実や電話サービスの充実を図ります。</li> </ul>
--------------	---

## 3 <介護サービスの充実>

### 【主要な施策】

### 【具体的な内容】

①介護保険事業の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送るため、安心してサービスを受けられるよう、介護サービス量や質を確保する体制の充実を図り、介護保険事業の健全かつ円滑な運営に努めます。</li> </ul>
---------------	---

②介護保険事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者が、地域の介護サービス提供についての課題の検討、事業者間の連絡や構築を行い、利用者に対して適切なサービスの提供ができるよう事業者との連携を図ります。</li> </ul>
--------------	--

③介護サービスを担う人材の資質の向上と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネージャー（介護支援専門員）の資質向上のため、ケアマネ連絡会との情報交換や研修を通して連携に努めます。</li> </ul>
④地域包括支援センターによる介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターを創設し、介護予防ケアマネジメント（介護サービスを効果的・総合的に提供していく仕組み）や総合相談、地域ケア支援事業などの包括的支援事業を行い、効果的な介護予防の実施を図ります。</li> </ul>
⑤質の高い介護サービスの展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の状態に応じた、適切かつ多様なサービスの提供ができる体制の整備を図ります。</li> <li>・介護サービスは、量的整備と質の向上を図る必要性から、介護サービスに携わる人材の育成に努めます。</li> </ul>
⑥家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅での家族介護者に対し、介護負担を軽減するために、保健・医療・福祉との連携を深め、在宅介護サービスの充実を図り、家族介護者への支援に努めます。</li> </ul>

### Ⅲ 障害者福祉の確立

〈目 標〉 住み慣れた地域で自立した生活を送る障害者を増やす。

#### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	自立支援受給者実人員数	基準値H16	412 人	目標値H27	864 人
指標 2	相談支援事業所数	基準値H16	0 箇所	目標値H27	3 箇所

障害者が住みなれた地域で安心して暮らし、自立できるよう、在宅福祉の支援、医療支援、相談支援、施設整備の充実、就労支援など、地域社会が一体となった障害者保健福祉サービスの確立を図ります。

#### 【施策の基本的な方向】

##### 1 <障害者(児)への理解>

###### 【主要な施策】

###### 【具体的な内容】

①心のバリアーをなくす市民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人もない人もすべての市民が、相互に理解を深めるための交流や啓発の促進に努めます。</li> </ul>
--------------------	--

## 2 <障害者(児)の自立支援>

### 【主要な施策】

### 【具体的な内容】

①生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実に努めます。</li><li>・障害に応じた施設整備を、既存施設の活用等を視野に入れながら、関係団体等と連携し、その充実に努めます。</li></ul>
②相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者が安心して相談できるよう、相談支援センターを設置し、相談体制の充実に努めます。</li></ul>
③ボランティアや福祉団体の育成支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア活動の推進や育成を図るため、必要な知識や技術を習得する研修や体験の機会を提供し、ボランティアの育成に努めます。</li><li>・ボランティアセンターを中心とするネットワークづくりを障害者団体等と協働し、ニーズ（需要）に対応する体制の充実に努めます。</li><li>・町内会ごとに地域住民が参加、協力して暮らせるように支援活動を行う小地域ネットワーク活動を支援し、その充実に努めます。</li></ul>
④保健・医療・療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害児の早期発見、早期治療等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、障害児地域療育推進協議会の充実に努めます。</li><li>・子ども発達支援センター機能の新設など、障害児の早期発見、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。</li></ul>
⑤就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者の雇用を促進するため、啓発活動や助成制度を周知し、事業主の理解と協力のもと、就労訓練の場の確保に努めます。</li><li>・障害者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度等の周知や就労相談支援体制の充実に努めます。</li><li>・一般雇用に就くことが困難な障害者に、働く場を提供する授産施設の充実に努めます。</li></ul>
⑥生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者や高齢者等すべての市民に配慮した公共施設等の整備・改善の推進に努めます。</li><li>・障害者の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めます。</li></ul>

	・障害者が安全かつ身体的な負担が少ない方法で、自由に行動ができ、移動性に配慮した環境整備に努めます。
--	--

### 3 <障害者の社会参加の促進>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①障害者団体の自主的活動支援	・障害者団体と連携を図りながら、自主的な社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めます。
----------------	---

②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成	・障害者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の整備を図るとともに、参加する機会の拡充に努めます。
---------------------	---

## IV 自立した暮らしへの支援

**<目 標>** 生活基盤の弱い立場にある市民の生活安定と経済的自立の促進を図る。  
ひとり親家庭等の社会参加機会の拡大及び生活の安定を図る。

#### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	自立支援教育訓練講座受講件数	基準値H16	3件	目標値H27	6件
------	----------------	--------	----	--------	----

生活基盤の弱い立場にある市民を支援する制度の適切な運用を図るとともに、生活安定と経済的自立の促進の支援に努めます。

ひとり親家庭等の生活相談や、自立のための職業訓練制度等の利用を促進するとともに、社会参加機会の拡大と生活の安定に努めます。

#### 【施策の基本的な方向】

### 1 <自立した暮らしへの支援>

#### 【主要な施策】

#### 【具体的な内容】

①生活安定対策の推進	・民生委員や関係機関との連携を図り、経済的に困窮している低所得者や生活上の問題を抱える市民への相談や支援に努めます。
------------	--

②ひとり親家庭への支援	・関係機関と連携を図り、ひとり親家庭への総合的な相談体制の充実や支援制度の普及・活用に努めます。
-------------	--



## 第4節 【男女共同参画社会の実現】

### 基本的な考え方

わが国の社会制度や長く続いた慣行のために、人びとの意識の中には、性別による固定的な役割分担意識がいまだに存在し、男女共同参画社会を形成するうえで大きな障害となっています。

憲法にうたわれている「個人の尊重」と「男女平等」の理念に基づいて、男女が長い歴史の中で培われてきた社会的、文化的なジェンダー（性差）にとらわれず、お互いの人権を認め尊重し、その個性と能力を発揮しながら自らの意思であらゆる分野に対等に参画できる社会の実現に努めます。

## I 男女の人権が尊重される社会の実現

＜目 標＞ 男女共同参画社会の実現を図るため、男女の人権が尊重される社会を実現する。

### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	男女共同参画に関する言葉を見たり聞いたりしたことのない人の割合	基準値H16	14.2%	目標値H27	0%
------	---------------------------------	--------	-------	--------	----

指標 2	民間シェルター（配偶者や恋人などからの暴力被害者の緊急避難施設）利用者の市民の人数	基準値H16	3人	目標値H27	2人
------	---	--------	----	--------	----

長い歴史の中で培われた人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には、いまだに男女の固定的な性別役割分担意識が存在するとともに、家庭内暴力やセクシャルハラスメント（性的いやがらせ）など、女性に対する人権や平等権の侵害が数多く見られることから、男女がともに人権を認め尊重し合いながら、社会の一員として責任を担っていくため、男女平等の条件づくりや女性の人権保護に努めるとともに、男女共同参画推進条例制定の検討を進めます。

### 【施策の基本的な方向】

#### 1 <男女平等の条件づくり>

##### 【主要な施策】

##### 【具体的な内容】

①家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発	・男女平等意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための啓発に努めます。
-------------------------	---

②家庭生活への男性の参画促進	・家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消や男性の家事、育児、介護等の参画促進に努めます。
----------------	---

## 2 <女性の人権保護>

### 【主要な施策】

### 【具体的な内容】

①配偶者からの暴力に関する相談及び支援体制の充実	・関係機関と連携を図り、配偶者からの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めます。
--------------------------	---

## II 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

<目 標> 男女共同参画社会の実現を図るため、男女があらゆる分野に参画することができる社会を実現する。

### 【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	女性の審議会や委員会への登用率	基準値H16	29%	目標値H27	40%
------	-----------------	--------	-----	--------	-----

固定的な性別役割分担意識により家事、育児、介護などを女性が担っている一方、政策・方針決定の場への女性の参画が少ない状況にあります。

男女が平等にあらゆる分野に参画をすることができるために、女性の社会参画の促進に努めるとともに、女性が安心して働き続けることができる社会の実現を目指します。

### 【施策の基本的な方向】

#### 1 <女性の社会参画の促進>

### 【主要な施策】

### 【具体的な内容】

①地域活動、市民活動への女性参画の促進	・地域活動や市民活動に対する女性の積極的な参画の促進に努めます。
---------------------	----------------------------------

②女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進	・女性の職域の拡大に努めるとともに、政策や方針決定過程への女性の登用促進に努めます。
-----------------------	--